

港長公示神第 2-1 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 2 年 3 月 23 日



六甲アイランド南地区における航泊の禁止について

阪神港神戸区第 6 区六甲アイランド南地区の埋立工事に伴い、下記のとおり、船舶の航泊を禁止（当該工事に従事する船舶、港長が許可した船舶を除く。）する。

なお、港長公示神第 1-2 号（令和元年 12 月 9 日付）は、本公示をもって廃止する。

記

1 期 間 令和 2 年 5 月 11 日 1700 から 令和 4 年 3 月 31 日 までの間

2 区 域

アの地点からイの地点を結んだ線及びウの地点からオの地点までを順次に結んだ線、並びに第七防波堤、大阪湾広域臨海環境整備センター（神戸沖処分場）北側護岸及び西側護岸により囲まれた海面

基点：神戸第六防波堤灯台 (34-40-14N 135-14-43E)

ア点：基点から 82.2 度 2,935 メートルの地点 (34-40-26.77N 135-16-37.36E)

イ点：ア点から 172.2 度 927 メートルの地点 (34-39-56.97N 135-16-42.21E)

ウ点：基点から 109 度 2,890 メートルの地点 (34-39-43.35N 135-16-30.29E)

エ点：ウ点から 240 度 1,065 メートルの地点 (34-39-26.20N 135-15-53.95E)

オ点：エ点から 329.5 度 1,741 メートルの地点 (34-40-15.21N 135-15-19.95E)

3 その他

航泊を禁止する区域を明示するため、航泊禁止区域（略図）のとおり灯浮標及び標識灯を設置しており、これらは同期点滅している。

航泊禁止区域図(略図)

